

むつ市内保育所等の災害時における臨時休園等のガイドライン

① 目的

保育所等は、保護者が就労等により家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であり、原則開所することとしているところであるが、台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生時（以下「災害時」という。）において、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、園児、保護者及び保育従事者等の安全を守るため、むつ市内の保育所等における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定する。

② 対象

市内保育所（保育所型認定こども園含む）及び小規模保育施設（以下「保育所等」という。）

③ 臨時休園の基準

災害時における臨時休園の基準について、下記のとおり定める。

ただし、下記の基準によらず、総合的な判断により保育所等の登園自粛要請、臨時休園又は開園を決定する場合がある。

✓警戒レベルに応じた基準（警戒レベルについては市が発令するもの）

警戒レベル	開園前	開園中
警戒レベル5 緊急安全確保	臨時休園 (保護者へ連絡)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">全員降園後、臨時休園</div> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ保護者に周知している避難場所へ速やかに避難する。 ・園内が安全と判断した場合は当該園内にて保護者の迎えを待つ。 ・保護者の安全を最優先に、できるだけ速やかな迎えを依頼する。
警戒レベル4 避難指示		
警戒レベル3 高齢者等避難		

※1 上記基準は、警戒レベルが発令された対象地域のみ適用することとする。

※2 保護者が迎え途中で危険が伴うと判断される場合は、安全と判断されるまで無理に引渡は行わないこととし、園児等を引き取りに来た場合でも、帰宅途中で危険が伴うと判断される場合は、園に留まることとする。特に津波災害が想定されるケースにおいては、各保育所等で作成している避難計画（津波避難体制）に基づき対応することとする。

✓震度に応じた基準

	開園前	開園中
震度5強以上の地震	臨時休園	全員降園後、臨時休園

ただし、施設の損傷確認や通園路等の安全点検を行った上、市災害対策本部等の関係機関と協議し、臨時休園しない場合がある。

④ 臨時休園時等の連絡方法

【市 → 保育所等】

市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が発令された地区の保育所等の臨時休園を判断し、保育所等へ連絡する。台風の接近等災害発生の危険性が事前に予測できる場合は、前日までに臨時休園等を決定する等、可能な限り早めの対応を行う。

ただし、災害の状況等によって、市からの臨時休園の連絡が間に合わない場合、保育所等は、かまふせメール等からの避難情報を確認の上、本ガイドラインに基づき臨時休園を判断し、市へ連絡する。

【保育所等 → 保護者】

保育所等は、保護者へ臨時休園をメール等で連絡し、必要に応じて、施設の入りに臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

⑤ 保育所等の再開の基準・対応

避難情報が解除された場合や、災害発生後には、次の事項等を確認するとともに安全等が確保できた場合は保育所等を再開する。

※臨時休園後、当日の保育再開は午前10時までを目処に判断する。

【確認事項】

- ・施設や施設周辺の安全確保
- ・ライフラインの状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ・給食の提供（一時的に弁当持参等を検討）
- ・職員体制の確保

【開園の流れ】

- (1) 避難情報解除後、市は、保育所等に施設の再開に向けた準備を指示する。
- (2) 各施設長又は設置者は、速やかに上記確認事項に基づき安全に保育できる状況を確認後、市に状況を報告し、園を再開する。
- (3) 保育所等は、保護者へ保育所等の再開をメール等で連絡する。

※保育所等は、安全確保を最優先としたうえで、規模を縮小してでも可能な限り保育を再開することとする。

⑥ 保護者への事前周知

市は、本ガイドラインをホームページに公表するとともに、保育所等は入園説明会等において保護者に周知し、理解を得るものとする。

保育施設等は、本ガイドラインを参酌の上、避難情報発令時の休園等の基準策定に努め、園だより等の文書やメール配信の方法で、緊急時の避難場所や避難経路、避難後の子どもの引渡方法等をあらかじめ策定し、保護者へ周知を行う。

⑦ 代替保育

市は、医療体制社会的基盤の維持、災害対策・復旧に関する業務に従事する保護者等の園児に対して、園児、保護者、保育従事者等の安全に留意したうえで、安全に保育することが可能であると判断された場合、代替保育の実施に努めるものとする。

保育所等においては、代替保育が必要とされる家庭の把握をしておくこととする。

⑧ その他

本ガイドラインは、今後の災害発生状況を注視し、随時修正・更新していくものとする。

保育所等においては、各種法令や指針等に基づき、災害時に備え、施設・設備の安全を確保するとともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者や関係機関との連絡体制や、引渡し方法等に関する確認等に努めるものとする。

⑨ 参考資料

※内閣府「避難情報に関するガイドライン」より

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	
		避難情報等	防災気象情報	
			洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
5	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・大雨特別警報(浸水害) ・洪水警報の危険度分布(災害切迫) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報(土砂災害) ・土砂災害の危険度分布(災害切迫)
4	危険な場所から 全員避難	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(危険) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害の危険度分布(危険)
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害の危険度分布(警戒)
2	避難に備え自らの避難行動を確認	洪水注意報 大雨注意報等	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の危険度分布(注意)
1	災害への心構えを高める	早期注意情報		

※市町村が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。